第6章 競技会

第1節 総則

第124条〔趣旨〕

本章の規定は、日本国内において開催されるバスケットボール競技会（以下「競技会」という）の組織および運営に関する事項について定める。ただし、本章に定めのない事項については、理事会において別に定める。

第125条〔定義〕

本章における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 主 催
自己の名義において試合、イベント等（以下「試合等」という）を開催すること

(2) 共同主催（共催）
共同の名義において試合等を開催すること

(3) 主 管
試合等の運営を委託を受けて実施すること

(4) 後 援
他者の主催する試合等を支援すること（ただし、金銭その他の経済的援助はともなわない）

(5) 協 力
他者の主催する試合等に物品を供与し、または一定の許諾を与える等の方法により協力すること

(6) 特別協賛（冠協賛）
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として自己の名称、商標等を、試合等の名称に使用する権利を得ること

(7) 協 賛
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること

(8) 公 認
他者の主催する試合等または他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等を、公式なものとして許諾すること

(9) 推 薦
他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等の存在を、バスケットボール界または本協会にとって良質または好ましいものとして認知すること

第126条〔主催権〕

① 日本国内において開催される競技会の主催権は、全て本協会に帰属する。
② 本協会は、前項の主催権を、当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会または各種の連盟等に委譲することができる。
③ 前項の場合、主催権を委譲された都道府県バスケットボール協会は、当該主催権を、傘下の地区・市区郡町村バスケットボール協会、都道府県バスケットボール連盟または第三者に委譲することができる。
④ 日本国内において競技会を開催しようとする者は、複数都道府県に亘る（複数の都道府県に跨って開催される、または参加チームの所属する都道府県バスケットボール協会が複数に亘ることを意味する。以下同じ）競技会は本協会に、単独都道府県内で完結する規模の競技会は当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会に申請の上、それぞれ承認を得なければならない。
⑤ 前3項の場合、主催権を委譲された者または主催を承認された者は、当該競技会に関する本協会または当該都道府県バスケットボール協会の決定・指示に従わなければならない。

第127条〔競技会の名称の制限〕

本協会が主催する競技会以外は、その名称に「全日本」もしくは「全国」等、全国規模または日本一を決する競技会を想起する単語を使用することはできない。

第128条〔主管の委託〕

① 本協会は、本協会の主催する競技会の主管を、各種の連盟、当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会、または第三者に委託することができる。
② 本協会より主管を委託された者は、当該競技会の開催に関する収支責任を負うものとし、予め本協会との覚書により、当該競技会の収入超過の処分または支出超過の処理について取り決めておくものとする。
③ 本協会より主管を委託された者は、当該競技会に関する本協会の決定・指示に従わなければならない。
④ 本協会より委託された主管競技会が天変地異等の不可抗力により中止となった場合の損失の処理については、本協会と主管者により協議の上決定する。

第129条〔競技会の賞品〕

競技会に参加するチームおよび選手への賞品（賞金を含む）は、競技会の価値および選手の年齢・社会的立場等にふさわしいものでなければならない。

第130条（削除）

第2節　国内競技会

第131条〔国内競技会の主催〕
① 本協会は、次の各号の国内競技会を主催する。
(1) 天皇杯全日本バスケットボール選手権大会
(2) 皇后杯全日本バスケットボール選手権大会
(3) B.PREMIER（レギュラーシーズン、プレーオフ、オールスターゲーム）
(4) B.ONE（レギュラーシーズン、プレーオフ、オールスターゲーム）
(5) B.NEXT（レギュラーシーズン、プレーオフ、オールスターゲーム）
(6) バスケットボール女子日本リーグ（レギュラーシーズン、プレーオフ、オールスターゲーム）
(7) 日本社会人バスケットボールリーグ（SBL） SB1
(8) 日本社会人バスケットボールリーグ（SBL） SB2
(9) 全日本社会人バスケットボールプレミアムチャンピオンシップ
(10) 全日本社会人バスケットボール選手権大会
(11) 全日本社会人 O-40／O-50バスケットボール選手権大会
(12) 全日本大学バスケットボール選手権大会
(13) 全国専門学校バスケットボール選手権大会
(14) 全国専門学校バスケットボール選抜大会
(15) 全国高等専門学校総合体育大会バスケットボール競技
(16) 全国高等学校総合体育大会全国高等学校バスケットボール競技大会（インターハイ）
(17) 全国高等学校バスケットボール選手権大会（ウインターカップ）
(18) U18リーグバスケットボール競技大会（全国トップリーグ／ブロックリーグ）
(19) 全国高等学校定時制通信制バスケットボール大会
(20) 全国中学校バスケットボール大会
(21) 全国U15バスケットボール選手権大会（ジュニアウインターカップ）
(22) 全国ミニバスケットボール大会
(23) 3x3日本選手権大会
(24) 3x3 U18日本選手権大会
(25) 3x3 JAPAN TOUR
② 本協会は、前項の競技会以外に、理事会において別に定める細則に基づき承認された競技会を主催する。
③ 前2項の本協会主催競技会の開催日程は、開催前年度の8月末日までに、本協会および各主管者をもって構成する「国内競技会日程調整委員会」により調整の上決定するものとする。なお、各主管者は、当該委員会の開催前に、予め各競技会の開催概要の素案を策定しておかなければならない。

第131条の2〔開催手続きに関する細則〕
本協会が主催および主管する競技会以外の国内競技会の開催手続きに関する事項は、本節に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第132条〔複数都道府県に亘る競技会の開催申請〕
① 都道府県バスケットボール協会または各種の連盟が、複数都道府県に亘る競技会を開催する場合、本協会に対し、原則として開催日の属する月の前々月の末日までに、次の各号の事項を記載した書類を添付した開催申請書を提出し、承認を得なければならない。なお、都道府県バスケットボール協会または各種の連盟以外の者（第三者を含む）が複数都道府県に亘る競技会を開催する場合も同様の手続きを行うものとするが、その場合は、当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会を通じて申請するものとする。
(1) 競技会開催の趣旨
(2) 次の諸項目を含む競技会要項
イ　名称
ロ　主催者とその住所地
ハ　主管者とその住所地
ニ　後援の具体的方法
ホ　会期および会場
ヘ　参加範囲
ト　参加資格
チ　競技の方法（勝ち抜きか、総当たりか、競技時間、懲罰など）
リ　表彰方法（賞品およびその寄贈者なども含む）
ヌ　参加料
ル　経費区分

ヲ　入場料金（単価と発行枚数）
ワ　その他
(3) 競技会運営の組織とその責任者
(4) 予算書
② 本協会は、前項による申請の内容について、必要により変更を指示することができる。
③ 前2項に基づき既に承認を得た競技会の開催に関し、前項の添付書類中の記載事項に変更があった場合は、本協会に対し事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第132条の2〔単独都道府県内における競技会の開催申請〕
① 都道府県バスケットボール協会の傘下団体または第三者が、単独都道府県内で完結する規模の競技会を開催する場合は、当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会に対し、原則として開催日の属する月の前々月の末日までに、次の各号の事項を記載した書類を添付した開催申請書を提出し、承認を得なければならない。
(1) 競技会開催の趣旨
(2) 次の諸項目を含む競技会要項
イ　名称
ロ　主催者とその住所地
ハ　主管者とその住所地
ニ　後援の具体的方法
ホ　会期および会場
ヘ　参加範囲
ト　参加資格
チ　競技の方法（勝ち抜きか、総当たりか、競技時間、懲罰など）
リ　表彰方法（賞品およびその寄贈者なども含む）
ヌ　参加料
ル　経費区分
ヲ　入場料金（単価と発行枚数）
ワ　その他
(3) 競技会運営の組織とその責任者
(4) 予算書
② 都道府県バスケットボール協会は、前項による申請の内容について、必要により変更を指示することができる。
③ 前2項に基づき既に承認を得た競技会の開催に関し、前項の添付書類中の記載事項に変更があった場合は、都道府県バスケットボール協会に対し事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第133条〔開催承認の条件〕
前2条に規定する競技会開催の承認に際しては、次の各号の条件を満たさなければならない。ただし、本協会または当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会が特に承認した場合は、この限りではない。
(1) 参加チームは、全て本協会の加盟チームであること
(2) 競技は本協会の競技規則により行うこと
(3) 参加選手は本協会の諸規程を遵守すること
(4) 参加選手の傷害について考慮してあること
(5) 本協会が定める競技会開催および運営に関する諸規程に従うこと
(6) 審判への審判手当は関係協会の指示に従うこと
(7) 競技場内およびその周辺に発生したチームまたはその所属員に関する懲罰事項に関しては、関係協会の規律委員会が決定すること
(8) その他本協会または当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会が必要と認めた指示に従うこと

第134条〔予算および決算〕
競技会開催に伴う予算および決算は、別に定める勘定科目ならびに積算基礎による。

第135条〔決算の修正〕
本協会は決算報告書に不審な点がある場合は、証票書類の提出を求め、基準に照して支出過大と認められるときは、査定により修正を求めることができる。

第136条〔報告義務〕
主催者および主管者は、競技会終了後1か月以内に、それぞれ次の各号の事項を本協会または当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会に対して報告しなければならない。
(1) 競技会の概況
(2) 公式記録となる競技記録
(3) 収支決算書

第137条〔JBA納付金〕
① 本協会主催以外の複数都道府県に亘る有料競技会（入場料金が無料であっても第三者による特別協賛または協賛を伴う競技会を含む。以下同じ）を開催する場合、その主催者は、本協会理事会において別に定める基準に基づく納付金を、本協会に納付しなければならない。
② 本協会が主催、共同主催または後援する有料競技会においても、本協会以外の主催者または主管者は、原則として前項の所定額を本協会に納付しなければならない。
③ 都道府県バスケットボール協会の傘下団体または第三者が複数都道府県に亘る有料競技会を開催する場合、本協会は、当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会に、前2項に規定するJBA納付金の50パーセントを配分する。
④ 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（JPBL）の有料競技会を開催する場合、JPBLは、日本代表選手の強化費およびバスケットボール競技の普及振興費として、入場料収入の3パーセント相当額を本協会に納付しなければならない。

第137条の2〔都道府県協会納付金〕
① 都道府県バスケットボール協会主催以外の当該都道府県内で完結する規模の有料競技会を開催する場合、その主催者は、本協会理事会において別に定める基準に基づく納付金を、当該都道府県バスケットボール協会に納付しなければならない。
② 都道府県バスケットボール協会が主催、共同主催または後援する有料競技会においても、都道府県バスケットボール協会以外の主催者または主管者は、原則として前項の所定額を当該都道府県バスケットボール協会に納付しなければならない。

第138条〔主催・共同主催・後援〕
① 自ら主催する競技会について、本協会に対し主催、共同主催または後援を依頼しようとする者は、本協会に対し、原則として競技会開催日の属する月の前々月の末日までに、第132条〔複数都道府県に亘る競技会の開催申請〕第1項各号に定める事項を記載した書類を添付して、申請し承認を得なければならない。
② 前項により既に承認を得た競技会開催に関して、前項の添付書類の記載事項に変更が生じた場合は、本協会に事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第3節 国際競技会

第139条〔本協会の専属権限〕
本協会はFIBAが認める我が国唯一の代表機関であり、FIBA加盟国との国際競技会に関する折衝は、すべて本協会が行うことを原則とする。ただし、本協会が特に許可した場合は、都道府県バスケットボール協会がこれを行うことができる。

第140条〔国際競技会の開催の制限〕
国際競技会は、原則として全て本協会が主催する。本協会以外の者は、事前に本協会の承認を得なければ、外国からチームを招聘して競技会を組織し、または主催することはできない。

第141条〔本協会以外の団体による国際競技会〕
① 本協会以外の団体が国際競技会を開催しようとする場合は、本協会はその内容を検討した上、これを承認することができる。
② 前項の場合、本協会または都道府県バスケットボール協会のいずれかが当該競技会を主催しなければならない。
③ 本協会がFIBAおよびFIBA ASIA等の依頼に基づき、その主催する競技会を日本国内で開催する場合には、当該競技会の運営は、本協会または本協会が定めた大会組織委員会が行う。

第142条〔海外における競技会への参加〕
① FIBAまたはFIBA ASIA等より、その主催する競技会への加盟チームの出場要請があった場合は、本協会が別に定める判断基準に基づいて出場チームを決定し、派遣するものとする。
② 前項の場合を除き、加盟チームまたは登録選手を選抜して組織したチームが外国で開催される競技会に参加しようとする場合は、事前に本協会の承認を得た上で、別に定める申請料を納付しなければならない。

第4節 天皇杯・皇后杯全日本バスケットボール選手権大会

第143条〔目的〕
天皇杯・皇后杯全日本バスケットボール選手権大会（以下「本大会」という）は、加盟種別が「一般（Ｉ種）」および「U18」である全加盟チームが、日本バスケットボール界最高の覇者となる栄誉を競うとともに、競技を通じて体力および人格の向上を図り、バスケットボールの普及および発展に寄与することを目的として実施する。

第144条〔主催〕

本大会は、本協会が主催する。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合には第三者との共同主催とすることができる。

第145条〔実施要項〕

本大会の運営に関する事項は、理事会において別に定める大会実施要項による。